

児童扶養手当システム標準化自治体分科会

(第1回) 議事要旨

日時：令和4年11月10日(木) 14:00~15:40

場所：WEB開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

構成員・オブザーバー(敬称略)： (○)はオンライン参加

(構成員)

生田 正幸	関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師(非常勤) (○)
市川 克年	板橋区子ども家庭部子育て支援課子どもの手当医療係 係長 (○)
花川 毅	大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課貸付・手当グループ 総括主査 (○)
石田 彩乃	北九州市子ども家庭局子育て支援課子ども支援係 (○) ※代理出席
前川 美鈴	佐世保市子ども未来部子ども支援課 主査 (○)
富樫 由美子	鶴岡市健康福祉部子育て推進課 子育て推進専門員 (○)

(オブザーバー)

羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官 (○)
伊藤 豪一	デジタル庁プロダクトマネージャー (○)
前田 みゆき	デジタル庁プロダクトマネージャー (○)
荻本 陵史	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
芳賀 奈津美	デジタル庁統括官付参事官付 (○)
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○)
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○)

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)

山本 大作	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長補佐 (○)
-------	------------------------------------

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - ① 第3回有識者検討会の振り返り
 - ② 改版に向けた個別協議事項

③ 今後のスケジュール

3. 閉会

【意見交換（概要）】

（①第3回有識者検討会の振り返り）

○ 有識者検討会等の運営について

→ 先般10月19日の有識者検討会では、今年度9月以降自治体からの構成員に交代があったため、標準化事業全体の背景・目的とスケジュールについて改めて確認するとともに、今年度9月以降の標準仕様書の改版に向けた検討会等の検討体制や運営方法・開催スケジュールについて確認した。

○ 標準仕様書（1.0版）策定経緯の振り返り

→ 先般8月末に発出した標準仕様書（1.0版）の作成にあたり、令和3年度及び令和4年度上期に検討を実施した概要、及び標準仕様書（1.0版）に取り込まなかった事項や継続的な検討が必要なために改版以降への申し送りとした事項について、再度確認した。

○ 標準仕様書（改版）に向けた取組方針

→ 申し送り事項を中心に、改版に向けた対応事項と検討テーマについて再整理した後、各検討テーマについて、難易度と緊急度の観点から改版に向けて検討が必要な範囲と令和5年度以降に継続的に検討を進める範囲について整理したことをご説明した。改版に向けて検討が必要な範囲については、本日の自治体分科会を含めた、11月・12月の自治体/バンダー分科会の中で討議いただくことを予定している。

○ 今後のスケジュール

→ 10月19日の第3回有識者検討会以降の改版に向けたスケジュールを以下のように確認した。

- ◇ 12月まで：分科会を通じ、改版に向けた論点を討議し、改版の案を作成する。
- ◇ 1月中：全国の自治体・事業者の皆様へ改版の案について意見照会を行う。
- ◇ 2月下旬：意見照会でいただいたご意見を踏まえ、最終的な標準仕様書（改版）案を作成する。
- ◇ 3月中：デジタル庁策定のデータ要件・連携要件との整合を図る。
- ◇ 3月末：標準仕様書（改版）を公表する。

○ 改版に向けた論点（案）

→ 検討テーマの区分として①～⑦まで設定し、以下のような具体的な討議事項（案）の洗い出しを行ったことを説明した。

- ◇ ① 新規機能・帳票の追加
 - （討議事項案1）意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方
 - （討議事項案2）1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化方針
- ◇ ② 新規業務（および機能・帳票）の追加
 - （討議事項案3）標準化対象業務（スコープ）の範囲の考え方
- ◇ ③ 法令制度改正予定の標準仕様書への反映
 - （討議事項案4）予定があれば、議題として追加予定

- ◇ ④ 法令制度見直しの要望への対応
 - (討議事項案 5) 法令で未定義のため、実運用との差異がある業務の取り扱い
 - (討議事項案 6) 新規帳票追加のための、法令制度見直し基準の考え方
 - (討議事項案 7) 手続きオンライン化の範囲の考え方

- ◇ ⑤ オンライン連携への対応
 - (討議事項案 8) オンライン連携への対応 自治体間
 - (討議事項案 9) オンライン連携への対応 都道府県・町村間

- ◇ ⑥ 横並び調整方針への対応
 - 調整方針に沿って標準仕様書の更新を行うため、討議事項としては取り上げない。

- ◇ ⑦ 共通事項の整備への対応
 - 平仄を合わせる形で標準仕様書の更新を行うため、討議事項としては取り上げない。

→ 11月の第1回自治体/バンダー分科会では、以下の議題を取り上げる予定であることをご説明した。

- ◇ (討議事項案 1) 意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方
- ◇ (討議事項案 3) 標準化対象業務(スコープ)の範囲の考え方
- ◇ (討議事項案 5) 法令で未定義のため、実運用との差異がある業務の取り扱い
- ◇ (討議事項案 7) 手続きオンライン化の範囲の考え方

→ 12月開催予定の第2回自治体/バンダー分科会では、以下の議題を取り上げる予定であることをご説明した。

- ◇ (討議事項案 2) 1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化方針
- ◇ (討議事項案 6) 新規帳票追加のための、法令制度見直し基準の考え方
- ◇ (討議事項案 8) オンライン連携への対応 自治体間
- ◇ (討議事項案 9) オンライン連携への対応 都道府県・町村間

○ 質疑応答・意見

→ (質問・意見なし)

(②改版に向けた個別協議事項)

○ (個別協議事項 1) 意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方 (標準仕様書に共通する事項)

→ (取組事項) 意見照会において、以下のご要望をいただいた。

- ◇ 帳票出力対象制御：認定請求日に応じた「児童扶養手当所得状況届」の出力制御機能がオプション機能として必要である。
- ◇ 自動計算：「非課税公的年金等所得」を所得情報に追加し、当該所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除等を自動で計算する機能の追加が必要である。
- ◇ 自動計算：控除額等の必要な項目の入力により、自動で所得額を算出する機能を追加していただきたい。
- ◇ 自動計算：事務効率化のため、証書番号の自動付番機能を追加していただきたい。

→ (論点) 取組事項を踏まえ、意見照会にていただいたご要望の取り込み基準として、次の論点を設定した。

- ◇ 意見照会にていただいたご要望について、類似した要件が現状の標準仕様書にて規定されているか否かにより取り込み可否を判断することとしてはどうか。

- (標準仕様書 (1.0 版) の現状) 論点に沿った標準仕様書 (1.0 版) の現状を整理した。
 - ◇ 要件化されているもの
 - 帳票出力対象制御：事務ステータス、受給者区分、行政地域区分、期間、任意の条件による制御
 - 自動計算：年齢、年月日、付番、金額（手当月額、限度額、未払い額・過払額）の自動計算
 - ◇ 要件化されていないもの
 - 自動計算：金額（所得額）の自動計算
 - 1.0 版を策定時に議論した経緯があり、所得金額については計算済の数値を取り込むことを前提としたことを確認し、所得金額の自動計算は機能として盛り込まないことを第 2 回検討会にて決定した。
- (改版に向けた対応案) 標準仕様書 (1.0 版) の現状に対し、論点に従って、具体的な対応案を整理した。
 - ◇ 類似する要件が現状の標準仕様書にて規定されているか否かにより、取り込み可否を判断する
 - 認定請求日に応じて「児童扶養手当所得状況届」の出力を制御する機能及び証書番号の自動付番機能については、標準仕様書 (1.0 版) において類似する要件の規定があることから、取込対象とする。
 - 非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除等を自動で計算する機能については、所得金額については計算済の数値を取り込むことが前提であると整理されていることから、取込対象外とする。
- (個別協議事項 2) 標準化対象業務 (スコープ) の範囲の考え方 (標準仕様書に共通する事項)
 - (取組事項) 意見照会において、以下のご要望をいただいた。
 - ◇ 相談及び情報提供等に係る機能
 - 申請相談時に、申請者の所得情報と連携し、手当の支給判定ができるようにしていただきたい。
 - ◇ 給付金支給に係る機能
 - 児童扶養手当受給者向けの給付金に機動的に対応すべく、給付金の支給に関する機能を児童扶養手当システムの一部と搭載することを検討していただきたい。
 - 児童扶養手当の支給データを活用した給付金の実施に対応するため、給付金支給に必要なデータの抽出や支給対象者や任意の支給額の登録・管理機能を搭載していただきたい。
 - (論点) 取組事項を踏まえ、標準化対象業務の範囲の考え方について、次の論点を設定した。
 - ◇ 法令通知等で規定されていない業務は児童扶養手当業務の対象外として考え、当該業務に係る新規業務及び新規機能の追加は行わないこととしてはどうか。
 - (標準仕様書 (1.0 版) の現状) 論点に沿った標準仕様書 (1.0 版) の現状を整理した。
 - ◇ 相談及び情報提供等に係る機能
 - ① 標準仕様書 (1.0 版) では、未定義。
 - ② 児童扶養手当法上、新規認定請求後の相談業務等は規定されているものの、請求前の相談業務等は規定されていない。
 - ◇ 給付金支給に係る機能
 - ① 標準仕様書 (1.0 版) では、未定義。

② 法令通知等において、給付金支給業務は、児童扶養手当業務としては定義されていない。

→ (改版に向けた対応案) 論点に従い、具体的な対応案を整理した。

◇ 相談及び情報提供に係る機能

- 新規認定請求前の相談及び情報提供業務は、法令上児童扶養手当業務の対象外であるため、当機能は追加しない。

◇ 給付金支給に係る機能

- 児童扶養手当業務の対象外であることから、当機能は追加しない。
- 他法令に基づく給付金を支給する場合に必要となる児童扶養手当受給者データの抽出については、児童扶養手当業務の一環と捉えられることから、既に定義済の EUC 機能を利用し抽出することを想定。
- EUC 機能で抽出ができない場合には、新たに機能として取り込む。

○ (個別協議事項 3) 手続きオンライン化の範囲の考え方 (ツリー図/標準業務フローに係る事項)

→ (取組事項) 意見照会において、以下のご意見をいただいた。

◇ 現時点での標準仕様書(案)では、調書・申立書に記載の項目を管理項目として全て標準仕様書上で定めないとのことだが、今後オンライン申請が導入された場合等には、標準仕様書上の業務及び機能要件が変わる可能性があるため留意してほしい。

→ 標準仕様書間の横並び調整方針の中で、マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル 3 原則に基づく B P Rを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として定義することが全体の方針として示されている。

→ (論点) いただいたご意見と標準仕様書間の横並び調整方針を踏まえ、手続きオンライン化の範囲の考え方として、次の論点を設定した。

◇ 将来的には住民から申請・提出を受ける全手続きのオンライン化について標準化を進めることとしたうえで、改版に向けては、重点計画記載手続きに係る業務及び機能を標準化することでどうか。

→ (標準仕様書(1.0版)の現状) 論点に沿った標準仕様書(1.0版)の現状を整理した。

◇ オンライン申請については、児童扶養手当領域では定義をされておらず、書面でのやり取りを前提に標準化が図られている。

◇ 手続きオンライン化の対象範囲は、標準仕様書間の横並び調整方針において以下のとおり示されている。

- 「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続(重点計画記載手続)」として、「現況届の事前送信」がマイナポータルびったりサービスを利用したオンライン申請の実装が必須。
- 重点計画記載手続以外の手続についても、マイナポータルびったりサービスを利用してオンライン化対象として定義が可能。

→ (改版に向けた対応案) 論点に従い、具体的な対応案を整理した。

◇ 重点計画記載手続である「現況届の事前送信」について、オンライン化を前提に業務フローや機能の標準化を行う。

○ (個別協議事項 4) 法令で未定義のため、実運用との差異がある業務の取り扱い(統計・報告)(ツリー図/標準業務フローに係る事項)

→ 統計・報告時の集計方法が統一されていないというご意見に関する事項であり、システム観点での討議が必要とな

ることから、自治体分科会では討議対象外とし、バンダー分科会で協議した結論を改めて自治体分科会で報告することとしたい。

○ 質疑応答・意見

→ (個別協議事項 1) 意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方の対応案について

- ◇ 非課税公的年金等所得と給与所得がある場合には、手計算を行い、算出された所得額をシステムに入力しているため、業務観点で言えば、税の自動計算は実装していただけるとありがたい。対応案の考え方は理解できるが、実務の上では自動計算の機能は必要と考えている。
- ◇ 自動計算の機能は必要と考えている。現状、当自治体のシステムにおいては、年金の収入額を入力すると、年金の所得額が自動計算されるようになっており、自動計算の機能が実装されない場合、現行のシステムと比較して、標準仕様に基づくシステムは利便性に劣る認識である。
 - 基本的に、所得額等は税システム等と連携して計算済の数値を取り込むことを前提としているため自動計算機能は必要とならない想定だが、児童扶養手当システムに所得額の自動計算機能が実装されないことで現行のシステムより利便性が劣る可能性がある点については留意が必要と理解をした。
- ◇ 児童扶養手当は、ひとり親世帯や父母が一定の障害の状態である方を支給の対象としていることから、受給者の中には遺族年金や障害年金等の様々な公的年金を受給されている方が多くいる。加えて、現況届提出の際及び4月に公的年金等の給付額が変更されることから、それらの所得額を算定する必要があり、一定の期間に非常に多くの業務が発生するため、自動計算の機能を実装いただけるとありがたい。
- ◇ 認定請求日に応じて「児童扶養手当所得状況届」の出力を制御する機能及び証書番号の自動付番機能については事務局案のとおり、オプションとして実装することに異論はないと理解した。所得金額調整控除等を自動で計算する機能については、自治体分科会の総意としては、当該機能について取り込む方向で検討して欲しいという結論であると認識している。システムとして実装可能か、実装にあたって留意すべき事項や障害がないかという視点でバンダー分科会でも協議し、最終的な結論を出すことを考えている。
- ◇ 自動計算に係る機能を実装する場合はオプションとして実装することになると思うが、本当に標準化対象とすべきかどうかについては、他領域との検討も必要であると考えている。

→ (個別協議事項 2) 標準化対象業務 (スコープ) の範囲の考え方の対応案について

- ◇ 対応案にある通り、申請相談の段階での支給判定の機能は不要であると考えている。給付金についても、ご説明いただいたとおり、児童扶養手当受給者以外の方が対象となるケースも想定されることから、標準化の対象外と考えている。
- ◇ 相談及び情報提供等に係る機能については、機能追加は不要と考えている。給付金に関しては、児童扶養手当を受給していることが給付金支給の要件となる可能性があることや、速やかに給付金を支給対象者に支給するという国の方針を踏まえて、児童扶養手当受給者への支給については児童扶養手当システム内で実施できるような機能を追加することが望ましいと考えているが、可能か。
 - 児童扶養手当受給者に対しての給付金支給とそれ以外の方々への給付金支給を分けて処理すること自体は、給付金支給を児童扶養手当業務として整理し、給付金支給に係る機能を定義することで可能であると認識している。しかし、対象者を分けて処理を行うことの必要性や利便性等について十分な検討が必要であると考えている。

- また、給付金支給業務のうち、例えば支給対象者と支給額の設定から考慮してシステム上の機能とすることを想定するのか、あるいは給付金支給対象者の一覧が抽出できればいいのか、あるいは、指定した金額を上乗せした支払データの作成までが必要なのか、といったどこまでの範囲を業務及び機能として標準仕様書に取り込んでいくのかについて議論が必要と考えている。例えば、どこまでの機能が必要で、どこまでをシステムに求めるのかという点について、現時点でご意見があればお伺いしたい。
 - 給付金支給について、必要な機能やシステムに求める範囲に関する具体的な意見は持ち合わせていないが、速やかに給付金を支給するという国の方針があることから、システムを活用することで、一部の支給対象者だけでも迅速に支給が可能なのではないかと観点で発言した。
- ◇ 対応案に異論はない。給付金については世帯単位で条件が設定されることもあるため、児童扶養手当受給対象者の情報だけでなく、世帯番号といった給付金事務に利用できる情報全てをデータ管理の対象としていただくことで、データを抽出した後の給付金支給が効率化されると考えている。
 - 現状定義済みの児童扶養手当システムの機能の範囲内で情報を活用する場合に、世帯単位の情報があれば、給付金支給事務の効率化に繋がるというご指摘だと理解した。
- ◇ 対応案に異論はない。ただし、都道府県では、臨時特別給付金支給に必要な情報を保有しておらず町村から情報を共有してもらう必要があった。都道府県の立場としては、受給者情報の確認手段として、特定の支給月に係る児童扶養手当の支給対象者等のデータを町村において EUC 機能で抽出できることに加えて、当該データを都道府県と町村間で共有できる機能の実装を想定いただけると、業務が非常に効率的になると考えている。
- ◇ 当自治体のシステムは、受給者管理画面において、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給状況が確認できる仕様となっており、当システムと給付金関係のシステムが連携して情報を活用できる仕組みを採用している。標準化に際しても、同様の仕様が実現可能であればよいと考えているが、いかがか。
 - ご参考として給付金支給をシステムでどのように管理、対応されているのかご教授願いたい。
 - 受給者管理画面上、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当それぞれのタブを選択することで受給状況が確認できる仕様となっている。ここに、給付金に関するタブを追加することで、受給者の一元管理を行っている。
- ◇ 現在、標準化の検討が児童手当や児童扶養手当といった手当毎に進んでいる状況にあるため、そのような手当の受給者に共通する給付金に関する業務は、各手当の標準化内容を横並びで確認し、整理や調整を進めていくことが必要になると考えている。給付金と他手当の受給状況を一元管理されている事例や給付金支給機能は必要であるというようなご意見がある一方で、給付金支給機能の必要性を感じていないというご意見もあり、自治体分科会においても意見が割れていることから、自治体分科会の総意として給付金に関する機能は不要であると結論付けることは困難であると認識している。給付金に関する業務の位置づけを整理したうえで、対応案を整理し、再度お諮りをする必要があると考えているが、いかがか。
- ◇ 先程の個別協議事項 1 についてと同様、給付金支給に係る機能は便利機能の一つとしてみなされる可能性があると考えている。標準化という観点では、各自治体が行っている業務、あるいは利用しているシステムの機能をどれだけ網羅できるかということが一義的に必要になることから、本事項に関しては、市町村と都道府県の関係などの整理を含めた中で議論していく話であると考えている。

- ◇ 標準化の思想の中で便利機能をどこまで許容し取り込んでいくのかという点と市町村だけではなく、現時点では考慮し切れていない都道府県に関する整理も含めて、どのように定義を行うか検討の余地があるのではないかというご指摘と理解している。この点に留意しながら、改めて整理を行い、お諮りする。いただいたご意見をベンダー分科会において報告し、事業者の皆様のご意見を伺いつつ、改めて全体として整理をする。
- (個別協議事項 3) 手続きオンライン化の範囲の考え方の対応案について
 - ◇ 現在オンライン化されている手続きが現況届の事前送信のみであることから、対応案に異論はない。公金受取口座に関する連携が来年 1 月から本格運用という形で通知をいただいていることから、今回の検討対象外であると認識をしているが、公金受取口座に関してもマイナポータルぴったりサービスを利用したオンライン申請に対応できれば良いと考えている。
 - 公金受取口座について、標準仕様書に取り込む必要があることは、事務局としても認識をしている。こちらについては、基本的に横並び調整方針等に基づき事務局にて対応作業を進めていく予定であり、その中でご議論が必要と思われる部分については、改めて分科会等で取り上げるため、その際ご意見等お伺いできればと考えている。
 - 公金受取口座については、介護保険領域や障害福祉領域で先行して検討が進んでおり、児童扶養手当領域においても参考にできるものと考えている。
 - ◇ 対応案に異論はない。手続きのオンライン化を進めることについては承知をしているが、事実婚の確認等のために現在対面受付を必要としている手続きに関して、オンライン化が進むことで、確認作業等が困難になることも懸念されるが、どういった対策が考えられているかについてご教示いただきたい。
 - 現状の対面前提の業務が、オンライン化された場合の差異についてのご懸念と理解している。その差異については、オンライン化された手続きを業務フローや機能要件に反映する中で明確化する作業が必要になると考えている。まずオンライン化を前提に改版を進めていくことについての合意が確認でき次第、業務フローや機能要件に反映することでたたき台の作成を事務局で進め、皆様にたたき台に対するご意見を頂戴する中で、ご指摘いただいた懸念事項について最終的な解決を図りたいと考えている。
 - ◇ 対応案に特段の意見はない。ただ、基本的に児童扶養手当の手続きは、オンライン申請に馴染むのかという疑問はある。一つ一つの届出に対する面接が非常に大切であることから、オンライン完結は難しいのではないかと考えている。
 - 今現在、対面で大切にしている部分について、オンライン化の際にどのように対応していくのかという点も明確にする必要があると考えている。現況届の事前送信については、その記載のとおり、オンライン化をしたうえで事前に提供する情報と対面での手続きで得る情報を明確にできればと考えている。
 - ◇ 自治体分科会における総論としては、基本的にはオンライン化を前提として検討を進めていくが、現在行っている対面前提の手続きをオンライン化した場合の差異については、慎重に対応を検討する必要があることと理解した。ご指摘については、繰り返しとなるが、業務フローや機能要件に反映していく中で明確にし、内容を皆様にご確認いただく中で、手続きの実運用について構成員の皆様のご意見を頂戴したい。

(③今後のスケジュール)

○ 直近のスケジュール (10 月～12 月)

- 本日第 1 回自治体分科会でご議論いただいた内容は改めて整理の上、11 月 16 日開催の第 1 回ベンダー分科

会でご報告を行い、事業者の皆様からご意見をいただく。

- 同時に 12 月の第 2 回自治体/ベンダー分科会に向けた準備を進めていく。第 2 回自治体/ベンダー分科会については、現在日程調整中であるため、確定次第ご案内する。
 - ◇ 第 1 回・第 2 回のご議論を踏まえて、年内に標準仕様書（改版）の案を作成した上で、1 月以降の意見照会に向けて進めていく。意見照会の日程や意見照会の内容についても、事務局で整理を進めていく。
 - ◇ 年明けの意見照会后、改版確定に向けた最終的なご議論を実施予定である。

○ 質疑応答・意見

- 本日は貴重なご意見やご指摘をいただき感謝申し上げます。特に個別協議事項 3 でいただいた原則オンライン化の方針と対面が必要な業務の話については、ケースワークあるいはソーシャルワークとして、対面の必要性は必ずあると考えている。なぜ対面が必要なのかということも含めて、今後の議論の中で明確にできれば良いと願っている。その上でシステムでの実装可否や実装要否を議論することになると思われるため、皆様方から今後のご意見をいただきたい。
- 児童扶養手当という領域は、対面で受給者様とコミュニケーションを行いながら対応していくことが、標準化対象の 20 業務の中でも重要な領域であると認識している。その点を業務フローの中で明確にしていき、機能要件として実装していくかという観点から、自治体の皆様からのご意見をいただき、より良い標準仕様書を作成していきたいと考えている。

以上